

SaaS 基本契約

本 SaaS 基本契約は、お客様による PTC サービスの取得及び利用（PTC から直接購入又は第三者経由で購入したかどうかを問いません）に適用され、また、お客様に対して PTC が提供する関連無料サービスにも適用されます。

お客様は、以下のいずれの行為を行うことにより、本契約の条件に拘束されることに同意するものとします。

(I) 承諾の表示のあるボックスをクリックする、(II) 本契約を参照する本注文書式を承諾する（当該本注文書式に署名するか、又は当該本注文書式を参照する購入注文書を発行することによる）、(III) 本サービスを利用する。本契約を承諾する個人が、会社又はその他法人に代わり本契約を承諾している場合、当該個人は、当該法人及びその関連会社を本条件により拘束する権限を有していることを表明するものとします。この場合、「お客様」とは、当該法人及びその関連会社をいうものとします。本契約を承諾する個人が当該権限を有していない場合、又は本条件に同意しない場合、当該個人は、本契約を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

お客様は、その可用性、性能若しくは機能性をモニターする目的、又はその他ベンチマーキング若しくは競合の目的のために本サービスにアクセスすることはできません。PTC の直接の競合事業者による本サービスへのアクセスは、PTC の事前の書面による同意がない限り、これを禁止します。

本契約は、お客様が本契約を承諾した日付（以下「本発効日」といいます）において、お客様と PTC との間で発効するものとします。

1. 定義

「関連会社」とは、主体となる組織体を直接的又は間接的に支配し、又はこれに支配され、又はこれと共通の支配下にある組織体をいいます。本定義において、組織体の「支配」とは、当該組織体の議決権の 50% 超を直接的又は間接的に所有し又は支配することをいいます。

「本契約」とは、本 SaaS 基本契約をいいます。

「ベータ版サービス」とは、お客様がお客様の選択において追加料金なしで試用するために提供される可能性のある機能性に関する PTC の本サービスで、ベータ、パイロット、限定リリース、アーリーアクセス、プレビュー、非本番、評価用として明確に指定されているもの、又は類似の表記がしてあるものをいいます。

「お客様」とは、以下のいずれかをいいます。(a) 自らのために本契約を承諾する個人の場合は、当該個人、(b) 個人が、会社又はその他法人に代わり本契約

を承諾している場合は、当該個人が代理して本契約を承諾している当該会社又はその他法人、及び本注文書式を締結した、当該会社又は法人の関連会社（関連会社である限りにおいて）。

「お客様データ」とは、非 PTC アプリケーションを除く本サービスに対して、お客様により又はお客様のために提出された電子データ及び情報をいいます。

「本ドキュメンテーション」とは、本サービス経由でアクセス可能な、該当する SaaS+ ヘルプセンターをいいます。

「非 PTC アプリケーション」とは、本サービスと相互運用性のある、ウェブベース、モバイル、オフライン又はその他のソフトウェア機能で、お客様若しくは第三者から提供され、及び／又はマーケットプレイス若しくは類似の場所に掲載されているものをいいます。

「本注文書式」とは、本契約に基づき提供される本サービスを特定した見積書、製品スケジュール、サ

ービススケジュール、注文確認書若しくはその他注文関係書類又はオンライン注文で、お客様と、PTC 若しくは再販業者又はこれらの関連会社との間で締結されるものをいい、その付属及び補足条件を含みます。関連会社は、本契約に基づき本注文書式を締結することにより、自らが本契約の本来の当事者であるのと同様に、本契約の条件に拘束されることに同意するものとします。

「 PTC 」 と は 、 PTC Inc. 又 は <https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/ptc-affiliates> に記載されている PTC Inc. の関連会社をいいます。

「登録ユーザー」とは、オフアリング（該当する本サービス）にアクセスする頻度にかかわらず、一人の個人のユーザーをいいます。登録ユーザーのオフアリング（該当する本サービス）は、その一部又は全部が、登録ユーザーの数に応じて課金され、ユーザーがオフアリング（該当する本サービス）に直接アクセスしているか、又は仲介アプリケーションを経由してアクセスしているかにかかわらず、当該個人ごとに権限付与が必要となります。

「再販業者」とは、本サービスをお客様に対して再販することにつき、PTC により任命及び承認を受けた第三者をいいます。

「サービス記述書」とは、サービス内容と、特定の本サービスの提供に適用される追加の条件を記載した書類（当該書類がある場合、PTC の「PTC Legal Agreements」のウェブページ <https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements> で入手可能）をいいます。購入する本サービスの提供に関するサービス記述書が「PTC の法的な契約書」のウェブページにて入手できない場合は、本 SaaS 基本契約においては、本ドキュメンテーションがサービス記述書の役割を果たすものとします。

「本サービス」とは、お客様が本注文書式若しくはオンライン購入ポータルを通じて注文し、又はお客様に対して（該当する場合）無料で若しくは無料トライアルとして提供され、かつ、該当するサービス記述書に記載のとおり、PTC（関連する PTC のオフライン又はモバイルのコンポーネントを含みます）によりオンラインで利用に供される製品及びサービ

スをいいます。非 PTC アプリケーションは、本サービスに含まれません。

「サービス終了日」とは、サービス期間が満了又は終了する日を意味しますが、期間が更新されないことが明らかな場合を除き、更新日を意味するものではありません。「SLA」とは、[PTC Cloud/SaaS Contract Website | PTC](#)に掲載されているサービスレベルに関する合意をいいます。

「ユーザー」とは、自らのために本契約の条件を承諾する個人の場合は当該個人をいい、個人が会社又はその他法人に代わり本契約を承諾している場合は、ユーザーとは、お客様が代わって本サービスのサブスクリプションを購入し、お客様により本サービスを利用することを許可されている個人（又は、PTC により無料で提供される本サービスの場合、本サービスの提供対象の個人）で、お客様がユーザーID（該当する場合）を発行した方をいいます。ユーザーには、例えば、お客様及びお客様が取引を行う第三者の従業員、コンサルタント、派遣社員及び代理業者が含まれる場合があります。

「成果物」とは、本契約に基づき専門的サービスを提供する過程で、PTC によって作成、構想、著作、創作、開発、実行及び／又は引渡しされた資料及び知的財産権をいい、報告書、コンピューターソフトウェア及び／又はソフトウェアドキュメンテーション等を含みますが、これに限定されません。成果物には、いかなる場合もお客様データを含まないものとします。

2. PTC の責任

2.1. サービスの提供：PTC は、(a) 本契約並びに該当する本注文書式及びサービス記述書に基づき、本サービスをお客様の利用に供します。(b) お客様に対して、追加の料金なしに、[PTC Legal Agreements](#) ウェブページで入手可能なサポート契約条件及び／又は適用されるサービス記述書に基づく本サービスの PTC の標準サポートを提供します。(c) SLA に従い、本サービスを提供するため商業的に合理的な努力を払います。ただし、以下の (i)、(ii) 及び (iii) の場合を除きます。(i) サービス記述書で指定されている SLA が適用されないオフアリング、(ii) 計画的ダウンタイム

(この場合、PTC は事前の電子通知を行います) 及び (iii) PTC の合理的な制御の範囲を超えた事情 (例として、天災、政府の行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキ若しくはその他労働問題 (PTC 従業員が参加するもの以外)、インターネットサービス事業者の過失若しくは遅延、非 PTC アプリケーション、又は DoS 攻撃を含みます) により引き起こされた本サービスが利用できない状態。また、(d) (お客様による本サービスの特定の利用に関係なく) PTC の顧客一般に対する本サービスの提供に適用される法律及び政府規則に従い、かつ、お客様及びユーザーが、本契約、サービス記述書及び該当する本注文書式を遵守して本サービスを利用することを条件として、本サービスを提供します。PTC は、適宜、本サービスに対する新たなバージョン、アップグレード及び更新を、PTC が独自の裁量で、ほとんどのサービスオフリングの新たなバージョン、アップグレード、更新の予定表を決定し、公表するタイミングで適用します。お客様は、カスタマイズおよび統合が意図されたとおりに機能し続けるために必要な修正について責任を負うものとします。

2.2. お客様データ及び個人情報

- (1) PTC は、サービス記述書に記載のとおり、お客様データの安全性、機密性及び完全性を保護するため、管理面、物理面及び技術面における適切な安全措置を維持します。これらの安全措置には、お客様データに関する不正アクセス又は不正開示 (お客様又はユーザーによるものを除きます) を防止するための措置等が含まれます。本 発 効 日 で <https://www.ptc.com/en/documents/policies> に掲載する PTC サイバーセキュリティ及びデータプライバシー追加契約 (以下「データ処理付属書」といいます) の条件は、参照により本契約に組み込まれるものとします。PTC が、欧州経済領域 (EEA)、英国及びスイスからの個人情報を処理する場合、標準契約条項が適用されます。詳細は、データ処理付属書に記載しています。標準契約条項においては、お客様及びその関連会社は、それぞれデータ輸出者であり、お客様による本契約の承諾及び関連会社による本注文書

式の締結は、お客様及びその関連会社による標準契約条項及び添付書類の締結とみなされます。

- (2) お客様は、お客様データが以下を含まないことに同意するものとします。(i) 米国政府による機密情報 (CI)、機密情報以外の重要情報 (CUI) として指定されている、又は国際武器取引規則 (ITAR) 若しくは輸出管理規則 (EAR) において規制されている、又はその他米国政府若しくは外国政府により国家安全保障上の理由により無許可開示からの保護が必要と判断される情報又は書類若しくは技術データ (PTC が、本サービスの実施において関連規制要件を遵守することに同意する旨が本注文書式に記載されている場合を除きます)、(ii) 保護対象の健康情報、特定の患者・個人を特定するために使用できる医療上、人口統計上、視覚的若しくは記述的情報、並びに／又は米国 1996 年医療保険の携行性と責任に関する法律及び当該法律に基づき公布された規則の対象となるその他データ等の、個人の健康に係るデータを含むがこれらに限定されません。(iii) クレジットカード口座番号、カード保有者名、カード有効期限及びセキュリティコード等を含むがこれらに限定されない個人の信用情報。

2.3. ベータ版サービス・評価・無料トライアル

- a. ベータ版サービス：PTC は、適宜、ベータ、限定リリース、プレリリース、「Lighthouse」、プレビュー、本番前、非本番として指定されているか、又は類似の表記がしてある本サービス又は機能を追加料金なしで利用できるようにすることがあります (以下「ベータ版サービス」といいます)。ベータ版サービスの性能、品質、安全性及びアップタイム可用性は、一般的に入手可能な PTC の SaaS 提供内容の性能又は互換性と同等ではありません。お客様は、以下の事項を確認し、同意するものとします。(a) ベータ版サービスは、開発段階にあり、PTC により市販されていないこと、(b) ベータ版サービスの機能は十分でない場合があり、エラー、設計上の欠陥又はその

他問題を含んでいるおそれがあること、(c) ベータ版サービスは、信頼性が十分でない場合があること、(d) ベータ版サービス及びその利用により、お客様に、予期せぬ結果、データ消失又はその他予測不能な損害若しくは損失をもたらすことがあること、(e) PTC は、ベータ版サービスの商用版をリリースする義務を負わないこと、(f) PTC は、お客様に対する義務又は責任を負うことなく、いつでもベータ版サービスの開発を一方的に放棄する権利を有すること。

b. **評価及び無料トライアル**：PTC が、本注文書式の記載とおり、又はその他の方法で PTC からお客様に通知するところに従い、評価用又は無料トライアルの本サービス（以下「評価用サービス」といいます）を提供する場合、お客様のアクセス期間は、本注文書式に記載のとおりとするものとし、期間の記載がない場合は、30 日間とします。追加のトライアル条件が本注文書式に記載される場合もあります。

c. **ベータ版サービス及び評価用サービスにかかる保証の免責及び責任制限**：本契約等における製品の安全性又は可用性・アップタイムに関する表明又は保証は、ベータ版サービス及び評価用サービスに関しては無効とします。ベータ版サービス及び評価用サービスは、安全性に関する保証規定又は一切の種類の保証なしに「現状有姿」にて提供され、PTC は、一切の種類の補償義務又は責任を負わないものとします。ただし、適用法に基づき当該責任の排除が執行可能でない場合を除きます。この場合、ベータ版サービス及び評価用サービスに関する PTC の責任は、1,000 米ドルを超えないものとします。お客様がベータ版サービス及び／又は評価用サービスに入力するデータは、ベータテスト又は評価期間の終了時に永久に失われることがあります。

2.4. 専門的サービス：PTC が、本契約に基づき提供される本サービスに加えて専門的コンサルティング

サービスをお客様に提供する場合、PTC とお客様は、当該専門的サービスに関して、該当する料金を記載した別途の本注文書式又は作業明細書（以下「SOW」といいます）を締結することができます。お客様は、PTC の旅費（専門的サービスの提供に関係して負担した合理的な交通費、宿泊費及び食事代を含みます）を償還するものとし、当該旅費は、本注文書式又は SOW において見積りを行うものとし、PTC は、一切の成果物に関して排他的な知的財産権を有するものとし、PTC は、お客様が支払いを行い、かつ、本契約を遵守することを条件として、該当の SaaS のサブスクリプション期間において、お客様の社内使用のみのために当該成果物を使用する非独占的、譲渡不能な権利及びライセンスをお客様に対して付与します。

3. 本サービスの利用

3.1 **本サービスのサブスクリプション**：本注文書式に別途の記載がない限り、(a) 購入した本サービスの期間は、本注文書式又はオンライン購入ポータルに記載の期間とし、(b) 本サービスのサブスクリプション期間中に、本サービスを追加することができ、その料金は、本サービスの元の料金と同じ額を、新たな本サービスを追加した時点で残存する期間に応じて按分した料金、及び該当する本注文書式の更新条件に従い調整した料金とし、(c) 追加した本サービスは、元の本サービスと同じ日に更新及び／又は終了します。お客様は、お客様による購入が、将来的な機能の提供を条件とするものではなく、また、将来的な機能に関する PTC の口頭又は書面に依存するものでもないことに同意するものとします。

3.2 **利用限度**：各ユーザーは、PTC のほとんどの本サービスの提供内容において、ユーザーアカウント用の単一の個人用パスワードを有します。パスワードの共有は禁止されています。お客様の本サービス用パスワードが不正に使用された場合、お客様は直ちに PTC に通知するものとします。本サービスの多くには、本注文書式及びサービス記述書に記載の利用限度が適用されます。お客様が、購入数量及び／又は本サービスに関連するその他の許可範囲（例：データストレージ、指名サービスリクエスト、ビューデータ生成リクエスト等）を超過した場合、(a)

3.3 お客様の責任: お客様は、(a) ユーザーによる本契約、サービス記述書及び本注文書式の遵守に責任を負うものとします。(b) お客様データの正確性、品質及び適法性、お客様がお客様データを取得した手段、本サービスに伴うお客様によるお客様データの使用、並びにお客様が本サービスと共に使用する非 PTC アプリケーションの相互運用に責任を負うものとします。(c) 本サービスに関する不正アクセス又は不正使用を防止するための商業的に合理的な努力（パスワード、キー、証明書、アクセスコード及びその他のログイン情報の一切を保護することを含みますが、これに限りません）を払うものとします。(d) 本契約、サービス記述書、本注文書式、並びに適用される法律及び規制に従ってのみ本サービスを利用するものとします。また、(e) お客様が本サービスと共に使用する非 PTC アプリケーションのサービス条件に従うものとします。お客様又はユーザーが上記に違反して本サービスを利用し、これにより PTC のサービスの安全性、完全性又は可用性が脅かされたと PTC が判断する場合、PTC は直ちに本サービスを停止することがあります。ただし、PTC は、当該停止前にお客様に通知を行い、当該違反又は脅威を是正する機会を提供するため、当該状況下における商業的に合理的な努力を払うこととします。

5

施さないものとします。(m) 以下の目的のために本サービスにアクセスしないものとします。(i) 競合する製品又はサービスを開発するため、(ii) 本サービスに類似する着想、機能又はグラフィックスを使用して製品又はサービスを開発するため、(iii) 本サービスの着想、機能又はグラフィックスを複製するため、(iv) 本サービスが特許の範囲であるかどうかを判断するため、(v) その他ベンチマーキング若しくは競合の目的のため。

3.5 非 PTC アプリケーションの除去：お客様が、非 PTC アプリケーションにつき、使用不可能になった、又は適用法若しくは第三者権利の違反を回避するために除去、変更及び／若しくは無効化しなければならない旨の通知（PTC からのものを含めます）を受領した場合、お客様は迅速にこれを行うものとします。PTC は、お客様が必要な行為を行わない場合、又は継続違反が再発する可能性があるとして PTC が判断した場合、該当する非 PTC アプリケーションを無効化することができます。お客様は、PTC から要請があれば、当該非 PTC アプリケーションの削除及び使用中止を書面にて確認するものとし、PTC は、当該確認書の写しを、当該の第三者申立人又は政府当局に対して提供する権限を有するものとします。

3.6 バッチ／人工知能：ユーザー数に基づいて使用許諾されるサービスオフリング（登録ユーザーや同時ユーザーなど。ただしキオスクユーザーは対象外（関連するサービス記述書に定義されているとおり））の場合、ライセンスは、サービス若しくはそこに含まれている機能又はデータへのアクセス（直接的であるか、又はウェブポータルを通じて、又はサービス若しくはそのデータを「バッチ」し、その他それらへの間接的アクセスを実現する他の機構を通じてであるかを問いません）をする個人ごとに必要となります。共通又は共用のログインは、ソフトウェアの使用に関する使用許諾基準を回避又は違反する結果となる場合、認められません。例えば、許諾製品が登録ユーザー基準でライセンスされている場合に、登録ユーザーが登録ユーザーでない人とパスワードを共有することは、登録ユーザーの使用許諾基準に反する行為であり、認められません。同様に、お客様は、適切なライセンスを持つ人間のユー

ザーによって開始されたタスクを自動化するために、一般的なサービス用アカウントを作成することはできませんが、ライセンスを持たないユーザーのタスクを実行するために使用することはできません。

上記を制限することなく、PTC の書面による明示的な許諾がない限り、お客様は、社内使用であるか外部配布であるかを問わず、サービスのアプリケーションプログラムインタフェースを（直接的に、またはお客様もしくは第三者が作成したアプリケーションを介して）使用して、人工知能（AI）モデルのトレーニング、微調整、作成を目的としてサービスからデータを抽出したり、RAG（Retrieval Augment Generation）などのデータソースを構築したりすることは明示的に禁止されます。お客様が前述の文章を回避するための PTC の許可は、当該許可を与える旨の文書によるか、又は同様の許可を与えるサービス（Codebeamer API Access Enablement など）をお客様が購入する形で行われる場合があります。両当事者は、本サービスがデータを構造化する方法および各データベースは独占的なものであり、かかる AI モデルまたはデータソースを活用するアプリケーションで本サービスにアクセスすることを PTC が許可しても、かかるデータ構造およびデータベースの独占的な性質を損なうものではないことを認めます。

3.7 データのエクスポート：サービス終了日が判明した時点で、お客様は最大 2 回のデータエクスポートを要求することができます：(1) サービス終了日の前に、お客様の新システムへのデータの入力をテストする目的でエクスポートする場合、及び(2) サービス終了日に最終的にエクスポートする場合。お客様はこのようなリクエストを PTC と調整するものとします。データエクスポートには、そのままのソフトウェア構成を別の環境に再展開するために必要な情報が含まれます。各オフリングで利用可能なファイル形式は、該当するサービス記述書に記載されているとおりです。上記を除き、データのエクスポート及びスナップショット（お客様の長期保存ニーズ用など）は、PTC の標準サービスの一部としては提供されません。ただし、お客様は PTC と契約することにより、追加料金を支払って標準では提供されないデータエクスポートを追加することができま

す。PTC は、お客様のデータを最後の抽出から約 30 日間保管し、その後破棄します。この 30 日間は、お客様の要求に応じて、アーカイブされたデータのコピーを 1 部提供することができます。

4. 非 PTC 製品及びサービス

4.1 非 PTC 製品及びサービス：PTC 及び第三者は、非 PTC アプリケーション並びに実装サービス及びその他コンサルティングサービス等の、第三者の製品又はサービスを（例としてマーケットプレイス等を通じて）利用に供することができます。お客様による当該製品又はサービスの取得、及びお客様と非 PTC 業者、非 PTC 製品又は非 PTC サービスとの間のデータのやり取りは、お客様と該当する非 PTC 業者の間でのみ行われます。PTC は、非 PTC アプリケーション又はその他非 PTC 製品若しくは非 PTC サービスにつき、それらが PTC により「認定」等として指定されているか否かにかかわらず、保証又はサポートを行いません。PTC は、当該非 PTC アプリケーション又はその業者によるアクセスに起因する、お客様データの開示、変更又は削除につき責任を負いません。

4.2 非 PTC アプリケーションとの統合：本サービスは、非 PTC アプリケーションと相互運用されることを意図した機能を含む場合があります。ただし、非 PTC アプリケーションとの相互運用性は、本契約において提供される本サービスの一部ではなく、従って、非 PTC アプリケーションの提供業者が、PTC の容認できる方法にて、非 PTC アプリケーションを該当する本サービス機能との相互運用に供することを止めた場合等においては、お客様への返金、入金又はその他補償なしに、いつでも中止することができます。

5. 料金及び支払い

5.1 料金：お客様は、本注文書式に記載の料金すべてを支払うものとします。本契約又は本注文書式に別途記載のある場合を除き、(i) 料金は、購入した本サービスのサブスクリプションに基づくものであり、実際の利用に基づくものではなく、(ii) 支払い義務は撤回不能であり、支払い済みの料金は返金不可であり、また、(iii) 購入した数量は、当該本サービスのサ

ブスクリプション期間においては減少できないものとします。

5.2 請求及び支払い：お客様は、PTC（又は、該当する場合は再販業者）に対して、有効かつ最新のクレジットカード情報の提供、又は確約期間（又は、該当する場合は更新期間）全体の料金に及ぶ有効な購入注文書を提出するものとします。お客様がクレジットカード情報を提供する場合、お客様は、PTC 又は該当する再販業者に対して、以下「購入済み本サービスサブスクリプションの期間」条項に記載の当初の本サービスのサブスクリプション期間及び本サービスのサブスクリプション更新期間に関して購入したすべての本サービスにつき当該クレジットカードに請求を行う権限を付与するものとします。当該請求は、毎年、又は本注文書式に記載のその他請求頻度に従い、事前に行われるものとします。ただし、購入済みの権限付与数を超過した利用にかかる料金（超過料金）は、事前に購入した商品の料金に追加する形で後から請求されるものとします。本注文書式において、支払いがクレジットカード以外の方法によるとの記載がある場合、PTC 又は該当する再販業者は、事前にお客様に請求を行うものとし、その他の条件は本注文書式に従うものとします。本注文書式において別段の合意がない限り、請求された料金は、契約期間の開始日（及びそれ以降の各年度については開始日の該当する応答日）から 30 日以内に全額支払うものとします。お客様は、PTC 又は該当する再販業者に対して完全かつ正確な請求情報及び連絡先を提供し、当該情報に変更があれば、PTC 又は該当する再販業者に通知する責任を負います。

5.3 遅延料金：請求額が期日までに PTC 又は該当する再販業者により受領されない場合、PTC の権利又は救済手段を制限することなく、(a) 当該料金は、未払い残高に対して月 1.5% の利率又は法律で認められる最大の利率のどちらか低い方にて遅延利息が発生するものとし、及び／又は (b) PTC 又は該当する再販業者は、将来的な更新及び本注文書式につき、上記「請求及び支払い」条項に記載の支払い期限より短い期限を条件とすることができます。

5.4 サービスの停止及び繰り上げ：お客様が支払うべき費用が延滞している場合、PTC は、他の権利及び救済手段を制限することなく、次の措置を講じることができるものとします。(a) お客様の他の未払い費用の支払期限を繰り上げ、すべての費用を直ちに弁済させること、及び／又は (b) かかる費用が全額支払われるまでサービスを停止すること。ただし、PTC は支払期日の少なくとも 5 日前までに、支払期日が差し迫っていること及びかかる費用が支払い期日までに弁済されない場合にサービスを停止することについて通知します。尚、クレジットカード又は口座振替（デビット）での支払いが拒否された場合は、通知いたしません。

5.5 支払いに関する紛争：PTC は、お客様が料金につき合理的かつ誠実に争いがあり、当該紛議を解決するために誠実に協力している場合、上記「遅延料金」条項又は「サービスの停止及び期限の利益の喪失」条項に基づく PTC の権利を行使しません。

5.6 税：PTC の料金は、付加価値税、売上税、利用税又は源泉徴収税等の、一切の管轄地において課税対象である、一切の性質の税、賦課金、関税又は類似の政府課税額（以下併せて「税等」といいます）を含んでいません。お客様は、本契約に基づく自身の購入額に関連するすべての税等を支払う責任を負います（PTC 又は該当する再販業者に対して、その所得、財産及び従業員に基づいて課税される税を除きます）。お客様はまた、元の注文の請求先・送り先に記載されている国に加えて又はこれに代えて、お客様が本サービスを利用する場合に生じる税等に責任を負うものとします。お客様は、適用法により源泉徴収を義務付けられている場合を除き、税のための源泉徴収を行わないものとします。お客様は、税が源泉徴収されている場合、PTC 又は該当する再販業者に対して源泉徴収税証明書を提供するものとします。当該証明書の提供がない場合は、源泉徴収額は、お客様の支払い金額として残存することとなります。PTC 又は該当する再販業者が、お客様が本項に基づき責任を負う税等を支払い、又は徴収する法的義務を負う場合、PTC 又は該当する再販業者は、お客様に請求を行い、お客様は、税務当局が証明を

行った有効な非課税証明書を提供しない限り、当該金額を支払うものとします。

6. PTC の財産権及びライセンス

6.1 権利の留保：PTC、その関連会社及びそのライセンサーは、本契約に基づき明示的に付与される限定権利を条件として、本サービスに関する自らの権利、権原及び権益の一切（自らの関連知的財産権の一切を含みます）を留保します。本契約に明示する場合を除き、お客様には本契約に基づきいかなる権利も付与されません。

6.2 PTC からお客様へのライセンス：PTC は、本契約により、本サービスにアクセスし利用することをお客様に許可し、さらに、PTC は、お客様及びその関連会社に対して、本サービスの一部として、又はお客様がその意図に従い本サービスを利用できるよう、PTC が提供するクライアント、エージェントその他ソフトウェア品目をインストール、複製、使用、送信及び表示するための全世界的、期間限定のライセンスを付与します。

6.3 お客様から PTC へのライセンス：お客様は、PTC、その関連会社及び該当する請負業者に対して、非 PTC アプリケーション、及び本サービスを利用してお客様により若しくはお客様のために作成された又はお客様が本サービスと共に利用するために作成されたプログラム・コード、並びにお客様データを、PTC が本契約に従い本サービス及び関連システムの十分な運用を提供し確保するために必要に応じて、ホスト、複製、使用、送信及び表示するための全世界的、期間限定のライセンスを付与します。お客様は、お客様が本サービスと共に非 PTC アプリケーションを使用することを選択した場合、非 PTC アプリケーション及びその提供者が、当該非 PTC アプリケーションと本サービスとの相互運用の必要に応じて、お客様データ及びお客様による非 PTC アプリケーションの使用に関する情報にアクセスする許可を、PTC に対して付与するものとします。PTC は、本契約において付与される限定ライセンスを条件として、お客様データ、非 PTC アプリケーション又は当該プログラム・コードにつき、本契約に基づきお客様又はそ

のライセンサーから権利、権原又は権益を取得しません。

6.4 フィードバック使用のためのお客様によるライセンス：お客様は、PTC 及びその関連会社に対して、本サービスの運用に関してお客様又はユーザーから提供された提言、改善要求、提案、訂正又はその他フィードバックを、使用、頒布、開示するため及び PTC のサービスに組み込むための、世界共通、恒久的、取消し不能の無料ライセンスを付与するものとします。PTC は、お客様に対価を支払うことなく、目的を問わず、当該フィードバックを自由に使用、開示及びその他の方法で利用できるものとします。お客様は、フィードバックを提供する義務はありません。

6.5 データ使用のためのお客様によるライセンス：お客様は、PTC が、本サービス並びに関連するシステム及び技術の提供、利用及び性能に関するデータ及びその他情報、並びにそこから派生するデータを、PTC の製品及びサービスの提供を可能にし又は改良し、また、お客様による本サービスに適用される利用限度の遵守をモニターする等の一切の目的のために、収集、分析及び集計する（本サービスが管理するお客様データの特性及び使用に関するデータの収集を含みます）権利を有することに同意するものとします。PTC は、本サービスを提供するため必要に応じて、PTC の第三者サービスプロバイダー又は他のビジネスパートナー（米国内及びその他の地域に所在する者を含む）に対して、技術及びマーケティングを目的として、当該データ及び情報を開示することができます。その場合、転送される当該データが適切に保護されるよう努めます。

6.6 連邦政府エンドユーザー規定：本契約に記載のソフトウェア及びサービスは、申立日において連邦行政命令集第 48 編第 2.101 条において定義される、商用のコンピュータドキュメンテーション及びソフトウェアです。連邦行政命令集第 48 編第 12.212(a) 条から第 12.212(b) 条、又は連邦行政命令集第 48 編第 227.7202-1(a) 条及び第 227.7202-3(a) 条に従い、当該の商用コンピュータドキュメンテーション及びソフトウェアは、限定取引条件に基づいてのみ米国政府に提供されます。

7. 秘密保持

7.1 本秘密情報の定義：「本秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示当事者」といいます）から他方当事者（以下「受領当事者」といいます）に対して、口頭又は書面にかかわらず開示される情報で、秘密として指定されているもの、又は当該情報の性質及び開示の状況に照らして秘密であると合理的に推測されるべき情報の一切をいいます。お客様の本秘密情報には、お客様データ、本サービスに含まれる PTC の本秘密情報、並びに本契約及びすべての本注文書式の条件（価格設定を含みます）が含まれます。各当事者の本秘密情報には、当該当事者が開示する事業計画、マーケティング計画、テクノロジー情報、技術情報、製品計画、製品設計及び事業プロセスが含まれます。ただし、本秘密情報には、以下のいずれに該当する情報は含まれません。(i) 開示当事者に対して負う義務に違反することなく一般的に公知である、又は公知になったもの、(ii) 開示当事者による開示前に、受領当事者が、開示当事者に対して負う義務に違反することなく既に知得していたもの、(iii) 開示当事者に対して負う義務に違反しているかどうかの知識なく、第三者から受領したもの、又は (iv) 受領当事者が独自に開発したもの。なお、本条に定める義務は、追加の PTC サービスの評価に関連して当事者間でやり取りされた本秘密情報に適用されます。

7.2 本秘密情報の保護：当事者間においては、各当事者が、その本秘密情報に関する一切の所有権を保有します。受領当事者は、以下の事項を遵守するため、自己の同種の秘密情報の機密性を保護する際に払うのと同じの注意（ただし、合理的注意を下回らないものとします）を払うものとします。(i) 開示当事者の本秘密情報を、本契約の範囲を超えた目的に使用しないこと、及び (ii) 開示当事者が書面により別途許可した場合を除き、開示当事者の本秘密情報へのアクセスにつき、自己及び自己の関連会社の従業員及び派遣社員であって、本契約に一致した目的のために当該アクセスを必要とし、受領当事者との間で本契約に定める本秘密情報の保護条項と実質的に同じくらい厳格かそれ以上の条項を含んだ秘密保持契約を締結した者に限定すること。いずれの当事

者も、本契約及び本注文書式の条件を、他方当事者の事前の書面による同意なしに、自己の関連会社、顧問弁護士及び会計士以外の第三者に対して開示しないものとします。ただし、自己の関連会社、顧問弁護士又は会計士に対して当該開示を行う当事者は、当該関連会社、顧問弁護士又は会計士による本条の遵守に引き続き責任を負うものとします。PTC は、前述にかかわらず、本契約及び該当する本注文書式の条件を、請負業者又は非 PTC アプリケーション提供業者に対して、本契約に基づく PTC の義務を履行するのに必要な範囲で、本契約に定める秘密保持条項と実質的に同等の保護力を有する秘密保持条項に基づき開示することができます。

7.3 強制的開示：受領当事者は、法律により強制される範囲において、開示当事者の本秘密情報を開示することができます。ただし、受領当事者は、開示当事者に対して当該強制的開示の事前通知を（法的に認められている範囲で）行い、また、開示当事者が開示に異議を唱えることを希望する場合、開示当事者の費用負担にて合理的支援を行うものとします。受領当事者が、開示当事者が当事者である民事訴訟手続きの一環として、開示当事者の本秘密情報を開示することを法律により強制された場合であって、開示当事者が当該開示に異議を唱えていない場合、開示当事者は、当該本秘密情報をまとめ、安全なアクセスを提供するための受領当事者の合理的費用につき、受領当事者に償還するものとします。

8. 表明、保証、排他的救済手段及び免責

8.1 表明：各当事者は、自身が有効に本契約を締結し、かつ、当該行為を行う法的権能を有していることを表明します。

8.2 PTC の保証：(a) PTC は、該当するサブスクリプション期間において、以下の事項を保証します。
(i) PTC は、PTC トラストセンター (<https://www.ptc.com/ja/about/trust-center>) に記載の本サービスの全体的な安全性を大幅に低下しないものとします。(ii) 本サービスは、該当する本ドキュメンテーションに実質的に従い機能するものとします。
(iii) PTC は、「非 PTC アプリケーションとの統合」条項を条件として、本サービスの全体的な機能を大幅

に低下しないものとします。上記のいずれの保証に違反した場合のお客様の排他的救済手段は、以下「解除」条項及び「解除の際の返金又は支払い」条項に記載のものとします。(b) PTC は、専門的サービスの提供に関し、当該専門的サービスが、業界基準に従い、一般的作業水準に従って実施されることを保証します。PTC が前述の専門的サービスに関する保証に違反した場合の PTC の全体的な責任及びお客様の排他的救済手段は、PTC が、不備のある専門的サービスを是正及び／又は再履行するための商業的に合理的な努力を払うことであるものとします。ただし、お客様は、不備のある専門的サービスにつき、PTC による当該専門的サービスの当初の履行から 30 日以内に、書面にて PTC に通知するものとします。

8.3 免責：本契約に明示的に定める場合を除き、いずれの当事者も、明示的、黙示的、法定その他にかかわらず一切の種類の保証を行わないものとし、各当事者は、適用法で認められる最大の範囲において、商品性、特定目的への適合性に関する黙示的保証を含む一切の黙示的保証、又は非侵害の保証を明確に否認します。コンテンツ、ベータ版サービス及び無料で提供される本サービスは、現状有姿にて提供され、一切の保証なしでの利用が可能です。

9. 補償：PTC は、お客様が購入した本サービスに関し、第三者の知的財産権を侵害し又は悪用している旨を主張する第三者からお客様に対して行われた又は提起された請求、要求、訴訟又は法的手続き（以下「対お客様請求」といいます）からお客様を防御し、また、対お客様請求の結果として最終的にお客様に対して裁定された賠償金、弁護士費用及び経費（又は PTC が書面により承認した和解に基づきお客様が支払った金額）につきお客様を補償するものとします。ただし、お客様は、(a) 当該対お客様請求につき、PTC に対して迅速な書面通知を行い、(b) 当該対お客様請求の防御及び和解につき、PTC に対して単独の指揮監督権を付与し（ただし、PTC は、お客様を無条件で全責任から免除しない限り、対お客様請求の和解を行うことはできません）、(c) PTC の費用負担にて PTC に対して一切の合理的支援を行うこととします。PTC は、本サービスに関係した侵害又は悪用に関する請求についての情報を受領した

場合、自己の裁量において、かつ、お客様の費用負担なしに、(i) 上記「PTC の保証」に基づく PTC の保証に違反することなく、本サービスを変更して侵害又は悪用をなくし、(ii) 本契約に従ったお客様による当該本サービスの継続利用のためにライセンスを取得し、又は (iii) 30 日前の書面による通知をもってお客様の本サービスを終了し、終了した本サービスの残存期間を対象とする前払い料金があれば、これをお客様に返金することができます。上記の防御・補償義務は、以下のいずれの場合には適用されません。

(I) 主張に、本サービスが当該お客様請求の根拠である旨の具体的な記載がない、(II) 对您お客様請求が、本サービス又はその一部と、PTC が提供したものではないソフトウェア、ハードウェア、データ又はプロセスの使用又は組み合わせから生じている場合であって、本サービス又はその利用が、当該組み合わせなしでは権利侵害に当たらない場合、(III) 对您お客様請求が、課金されない本注文書式に基づいた本サービスから生じている場合、(IV) 对您お客様請求が、非 PTC アプリケーション、又はお客様による本契約若しくは該当する本注文書式の違反から生じている場合。本条では、本条に記載の第三者請求に関する、補償当事者の他方当事者に対する単独の責任、及び被補償当事者の他方当事者に対する排他的救済手段につき記載しています。

10. 責任制限

10.1 責任制限：いかなる場合も、いずれの当事者とその全関連会社の、本契約から生じる又はこれに關係する責任総額は、責任を生じさせた本サービス（又は、該当する場合は専門的サービス）に対して、責任が発生した最初の事象の直前の 12 か月において、お客様及びその関連会社が本契約に基づき PTC に支払った合計額を超えないものとします。前述の制限は、訴訟が契約に基づくものか不法行為に基づくものかどうかを問わず、かつ、責任理論にかかわらず適用されるものとしますが、上記「料金及び支払い」条項に基づくお客様の支払い義務の違反を制限しないものとします。

10.2 派生的損害賠償金及び関連損害賠償金の排除：いずれの当事者又はその関連会社は、逸失利益、逸失収入、のれんの喪失、又は間接損害、特別損害、

付随的損害、派生的損害、填補損害、事業中断による損害若しくは懲罰的損害につき、訴訟が契約に基づくものか不法行為に基づくものかどうかを問わず、かつ、責任理論にかかわらず、当事者又はその関連会社が当該損害賠償の可能性を知らされていた場合であっても、又は、その他、当事者又はその関連会社の救済手段がその本質的目的を果たせない場合であっても、いかなる場合も本契約から生じる又はこれに關係する責任を負わないものとします。前述の免責事項は、法律で禁止されている範囲には適用されません。

11. 契約期間及び解除又は終了

11.1 契約期間：本契約は、お客様が最初に本契約を承諾した日から開始し、本契約が解除され又は終了し、又は本サービスを対象とする別の契約に置き換えられるまで継続するものとします。

11.2 購入済み本サービスのサブスクリプションの期間：各本サービスのサブスクリプションの期間は、該当する本注文書式に記載のとおりとし、当該本注文書式に記載の条件に従い更新されるものとします。本契約の別段の定めにかかわらず、更新時に前の期間と比較して本サービスのサブスクリプションの数量が減少した場合は、前の期間の単位当たりの価格にかかわらず更新時に再価格設定を行うものとします。

11.3 解除（終了）：いずれの当事者も、以下のいずれの場合、本契約を正当な事由により解除（終了）できます。(i) 本契約の重大な違反があった場合、他方当事者に対する 30 日前の書面による通知を行い、当該期間満了時に当該違反が是正されていない場合。(ii) 他方当事者が、破産の申立てを受け、又は債務超過、財産保全管理、清算若しくは債権者のための譲渡に関するその他手続きを受けた場合。

11.4 解除の際の返金又は支払い：PTC は、本契約が上記「解除」条項に従いお客様により解除（終了）された場合、有効な全ての本注文書式の期間の残りの期間を対象とする前払い料金があるときには、これにかかる解除（終了）の発効日後にお客様に返金するものとします。お客様は、本契約が上記「解除」条項に従い PTC により解除（終了）された場合、有効な全ての本注文書式の期間の残りの期間を対象と

する料金で未払いのものがあるときには、これを適用法で認められる範囲において支払うものとします。いかなる場合も、解除（終了）の発効日前の期間につきお客様が PTC に支払うべき料金につき、お客様が解除（終了）によりその支払い義務を免除されることはないものとします。

11.5 存続条項：「定義」、「料金及び支払い」、「PTC の財産権及びライセンス」、「秘密保持」、「表明、保証、排他的救済手段及び免責」、「補償」、「責任制限」、「契約期間及び解除」及び「一般条項」と題する各条項は、本契約が解除され又は満了しても有効に存続し、「お客様データ及び個人情報」と題する条項は、本契約が解除され又は満了しても、PTC がお客様データを保有する限り有効に存続するものとします。

12. 一般条項

12.1 輸出に関するコンプライアンス：本サービス、PTC の技術及びこれらの派生物は、米国及びその他管轄地の輸出法令の適用を受ける場合があります。PTC 及びお客様は、各自が米国政府の禁止者リストに記載されていないことを表明するものとします。お客様は、米国による禁輸国若しくは禁輸地域（現時点でキューバ、イラン、北朝鮮、シリア及びクリミア）において、又は米国の輸出法令に違反する形で、ユーザーによる本サービスへのアクセス又はこの利用を許可しないものとします。

12.2 腐敗防止：いずれの当事者も、本契約に関連して他方当事者の従業員又は代理人から、違法又は不適切な賄賂、キックバック、支払い、贈答品又は有価物を受け取ってはならず、また、その申し出も受けけないものとします。通常の営業の過程で提供された妥当な贈答品及び接待は、上記の規制の違反となりません。

12.3 完全合意及び優先順位：本契約は、お客様による本サービスの利用に関する PTC とお客様との間の完全なる合意であり、本契約の主題に関する従前及び同時の書面又は口頭による合意、提案又は表明の一切に取って代わります。両当事者は、お客様の購入注文書又はその他お客様の注文書類（本注文書式を除きます）に記載の条件は無効であることに合意

するものとします。以下に記載する書類の間で矛盾又は不一致があった場合、優先順位は以下のとおりとします。(1) 該当する本注文書式、(2) 本契約、(3) サービス記述書。本契約の条項の題名及び見出しは、便宜のためのみのものであり、本契約の規定の解釈に影響を与えないものとします。

12.4 両当事者の関係：各当事者は、独立した契約者です。本契約により、両当事者の間にパートナーシップ、フランチャイズ、共同事業体、代理店、受託者又は雇用の関係が形成されることはありません。各当事者は、自己の従業員に支払うべき一切の報酬及び雇用関連の一切の税の支払いにつき、単独で責任を負うものとします。

12.5 権利放棄及び分離可能性：いずれの当事者が、本契約に基づく権利を行使せず、又は行使を遅滞しても、当該権利の放棄とはならないものとします。本契約のいずれの規定が、管轄裁判所により法律に反すると判断された場合、当該規定は無効とみなし、本契約の残りの規定は有効に存続するものとします。

12.6 広報：PTC は、お客様を PTC の顧客として掲載することができるものとします。また、お客様は、顧客照会先になること、本サービスに関する評価を提供すること、及びお客様と PTC の関係についてプレスリリースを発表することに関して、適宜 PTC に協力することを合理的に検討することに同意するものとします。

12.7 譲渡：いずれの当事者も、本契約に基づく自己の権利及び義務のいずれも、法的作用として又はその他によるかを問わず、他方当事者の事前の書面による同意なしに、譲渡、移転又は委任することはできません。なお、当該同意は不当に差し控えないこととします。前述を制限することなく、いずれの当事者も、以下のいずれの場合には、同意を差し控えることができます。(i) 譲渡が、本契約（すべての本注文書式を含みます）全体に満たない場合、(ii) 譲受人が、本契約の条件に拘束されることを、書面にて同意しない場合、(iii) 譲受人が、他方当事者の合理的意見において、少なくとも譲渡人と同程度の信用力を有していないと判断される場合、(iv) 当該譲渡により、本サービスが利用される国に変更が生じた場合、又はそのおそれがある場合。

12.8 PTC の契約事業体、通知、準拠法及び管轄裁判所 : <https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/ptc-affiliates/> には、本契約を締結する地域別 PTC 事業体、お客様による本契約に基づく通知の送付先住所、本契約から生じる又はこれに関連する紛争又は訴訟に適用される準拠法及び当該紛争又は訴訟の際の専属的管轄裁判所が記載されています。

12.9 本条件の変更：PTC は、適宜、本契約に変更を加えることができます。本契約に対する重要な変更は、当該変更が掲載された 30 日後に発効するものとします。ただし、当該変更が、新たな機能若しくは「データ処理及びセキュリティに関する条件」に適用される場合、又は適用法により義務付けられている場合はこの限りではなく、この場合、当該変更は直ちに発効するものとします。PTC は、SLA に重大な悪影響を及ぼす変更の際は、以下のいずれか又はすべての方法により、少なくとも 90 日前の事前通知を行います。(i) お客様に対して E メールを送付する、(ii) 本サービス自体に通知を掲載する、(iii) 該当する SLA のウェブページに通知を掲載する。当該の重要な変更が行われた後もお客様が継続して本サービスを利用する場合、お客様は当該変更に同意したものとします。

12.10 サービスの中止：PTC は、本サービス（又は関連する重要な機能）を中止する場合、少なくとも 12 か月前にお客様に対して通知を行うものとします。ただし、PTC が、当該の中止される本サービス又は機能を、実質的に類似した本サービス又は機能と入れ替える場合を除きます。本項のいずれの規定も、適用法を遵守するために必要な変更を行い、重大なセキュリティリスクに対処し、又は相当の経済的負担若しくは重大な技術的負担を回避する PTC の能力を制限するものではありません。本項は、一般公開前の本サービス、オファリング又は機能には適用されません。

12.11 通知方法：本契約に別途記載がある場合を除き、本契約に関係する一切の通知は、書面によるものとし、以下のいずれの時点で発効するものとします。(a) 手渡し、(b) 郵送の翌々営業日、(c) 解除の通知又は補償対象の請求の通知（以下「法的通知」といいます。当該通知は法的通知であると明確に特定

できるものでなければなりません）を除き、E メールで送信した日。PTC は、本サービスに対する変更又はその他重要事項をお客様に通知するため、該当する本サービスを通じて、又は PTC のウェブサイトへ通知若しくはメッセージを掲載することにより、通知又はメッセージを公表することができます。PTC は、当該発表につき、お客様に E メールで通知するものとします。お客様に対する請求関連の通知は、お客様が指定した請求先に宛てるものとします。お客様に対するその他一切の通知は、本注文書式に記載の住所に宛てるものとします。

12.12 地域別法要件：フランス

フランスを本拠地とするお客様については、以下の事項が適用されます。

- お客様に適用されるフランスの制定法と本契約の条件との間で矛盾があった場合、当該制定法が優先されます。
- 第 12.12.1 条を、以下のとおり新たに追加します。

お客様が、フランスの公衆衛生法典 (Code de la Santé Publique) 第 L.1111-8 条（又はその後継条項）の適用を受ける範囲において、お客様は、同法第 L.1110-4-1 条（又はその後継条項）に基づき、「医療セクターにおけるグローバル情報セキュリティ方針」(PGSSI-S) に従うものとします。

12.13 地域別法要件：スペイン

スペインを本拠地とするお客様については、お客様に適用されるスペインの制定法と本契約の条件との間で矛盾があった場合、当該制定法が優先されます。

12.14 地域別法要件：オーストリア、ドイツ及びスイス

オーストリア、ドイツ又はスイスを本拠地とするお客様については、本契約の第 8 条「表明、保証、排他的救済手段及び免責」、第 9.3 条「排他的救済手段」及び第 10 条「責任制限」が、それぞれ以下の条項に取って代わられるものとします。

- オーストリア、ドイツ及びスイスを本拠地とするお客様に対する保証
 - a. **本サービスの合意品質**：PTC は、該当す

- る本サービスサブスクリプション期間において、以下の事項を保証するものとします。(a) 本契約、本注文書式及びサービス記述書は、お客様データの安全性、機密性及び完全性を保護するための、管理面、物理面及び技術面における該当する安全措置を正確に記述していること、(b) 本サービスの全体的安全性を大幅に低下しないこと、(c) 本サービスが、該当するサービス記述書に実質的に従い機能すること、(d) 上記「非 PTC アプリケーションとの統合」条項を条件として、本サービスの全体的機能を大幅に低下しないこと。
- b. **本瑕疵の報告**：お客様は、本サービスが「本サービスの合意品質」条項から逸脱している場合（以下「本瑕疵」といいます）、PTC に対して書面にて遅滞なくこれを報告するものとし、当該本瑕疵の詳細な内容、又はこれが不可能である場合は、当該本瑕疵の症状を提出するものとします。お客様は、当該本瑕疵の是正につき、お客様が入手可能な有用な情報がある場合は、PTC にこれを転送するものとします。
- c. **本瑕疵の際の救済手段**：PTC は、合理的期間内に本瑕疵を是正するものとします。お客様は、当該是正行為が失敗した場合、関連する本注文書式を解除することができます。ただし、PTC が当該本瑕疵の是正に十分な時間を有していた場合に限り、「解除の際の返金又は支払い」条項の第 1 文及び第 3 文を準用するものとします。お客様は、当該本瑕疵の責任が PTC にある場合、又は PTC が当該是正を履行しない場合、上記「責任制限」条項に記載の範囲において生じた損害につき、請求を主張することができます。
- d. **権原の本瑕疵**：本サービスの権原の本瑕疵は、第 9 条「相互補償」の規定に従い取り扱うものとします。
- e. **除外**：お客様は、お客様が本契約、サービス記述書及び該当する本注文書式の規定に従わずに本サービスを利用したことにより本瑕疵が生じた場合、本第 8 条「保証」に基づく請求を有しないものとします。第 536a 条第 1 項第 1 号の厳格責任。1 sentence 1 1.case BGB (ドイツ民法) による厳格責任は除外されます。救済措置または交換納品が最終的に失敗したと見なされる場合を除き、第 543 条第 2 項第 1 文第 1 号 BGB (ドイツ民法) に基づく使用不許可を理由に本契約を解除する顧客の権利は除外されます。保証、特に品質保証は、(i) 書面の契約文書に記載され、(ii) 「保証」または「条件に関する保証」(Beschaffheitsgarantie) として明示的に指定され、(iii) 当該保証から生じる各当事者の義務を明示的に規定する範囲においてのみ、両当事者を拘束するものとします。
- f. **オーストリア、ドイツ又はスイスを本拠地とするお客様に対する補償から生じる責任**：下記「責任制限」条項は、本「相互補償」条項から生じる請求に適用するものとします。
- **オーストリア、ドイツ及びスイスを本拠地とするお客様の責任制限**
- a. **無制限の責任**：両当事者は、それぞれの当事者の引き受けた保証の範囲において、故意又は重大な過失がある場合で、瑕疵が故意に隠匿され、生命、身体又は健康に被害が生じた場合は、ドイツ製造物責任法に従い無制限に互いに責任を負うものとします。
- b. **軽過失に対する責任**：契約上の主要な義務が軽過失により侵害された場合、当事者の責任は、契約において典型的な予見可能な損害に限定されるものとします。その他のすべての点において、軽過失による損害に対する責任は除外されるものとします。

- c. **責任の上限**：いずれの当事者が、上記「無制限の責任」条項に基づき責任を負う場合を除き、いずれの当事者とその全関連会社の、本契約から生じる又はこれに関係する責任総額は、責任が発生した最初の事象の直前の12か月において、責任を生じさせた本サービスに対して、お客様及びその関連会社が本契約に基づき支払った合計額を超えないものとします。前述の制限は、上記「料金及び支払い」に基づくお客様及びその関連会社の支払い義務を制限しないものとします。
- d. **除外事項**：上記の「無制限の責任」条項に従って責任を負う場合を除き、PTCは、特に制限なく、利益の損失、節約の損失、または顧客データの損失または使用による損害を含む、非典型的な間接的または結果的な損害については責任を負いません。
- e. **範囲**：「無制限の責任」条項に基づく責任を除き、上記の責任制限は、不法行為による損害賠償金請求を含む法的根拠にかかわらず、損害賠償金請求の一切に適用されるものとします。上記の責任制限は、一方当事者の従業員、代理人又は組織体に対する他方当事者の損害賠償金の請求の場合にも適用されるものとします。
- f. **制限**：一方の当事者に対する他方の当事者の損害賠償請求は、他方の当事者が損害を知った時点から遅くとも1年後、またはこの知識に関係なく、損害を与える事象から遅くとも2年後に消滅します。

12.15 地域別法要件：イタリア

イタリアを本拠地とするお客様については、本契約の第5.2条「請求及び支払い」、第5.3条「遅延料金」、第5.4条「サービスの停止及び期限の利益の喪失」及び第12.2条「腐敗防止」が、それぞれ以下の条項に取って代わられるものとします。

- a. **請求及び支払い**：料金は事前に請求するものとし、その他の条件は本注文書式に従うものとします。本注文書式に別途の

記載がない限り、料金は、請求書の日付から30日以内に全額支払うものとします。両当事者は、下記「電子請求」条項に従い、歳入庁 (Agenzia delle Entrate) の相互交換システム (Sistema di Interscambio) (以下「SDI」といいます) を通じて PTC により請求書も電子的に提出されること、また、SDI による遅滞が生じた場合でも、前述の支払い期限に影響を及ぼすことはないことを確認するものとします。お客様は、PTC に対して完全かつ正確な請求情報及び連絡先を提供する責任を負い、当該情報に変更があれば、PTC に通知するものとします。

- b. **電子請求**：請求書は、2017年12月27日付法律第205号の第1条第916項に定義する電子様式において発行されます。これは2019年1月1日から開始され、イタリアの領土において確立した又は特定された、居住者間の商品及びサービスの販売に関する電子請求義務を導入したものです。お客様は、当該電子請求を促進するため、少なくとも、お客様の登記された正式な企業名、登記された事務所住所、VAT 番号、税務コード・財務コードその他コード、及び／又は適用法に基づき必要とされる情報を、書面にて PTC に提供するものとします。両当事者は、いかなる場合も、当該電子請求プロセスを可能にするため誠実に協力するものとします。誤った又は不十分な請求情報であって、(a) PTC が、電子請求書を SDI に正常に提出すること、若しくは (b) SDI が当該請求書を正しく、かつ、有効に処理することを妨げるもの、又は (c) いかなる場合も PTC が請求書を再発行する必要のあるものが、お客様により提供されたことによりエラーが起きても、上記「請求及び支払い」条項に定める支払い期限の延長は行われないものとし、当該期限は、従前のとおり当初の請求書の日付から計算するものとします。PTC は、本契約に記載する電子請求に加えて、

- Eメールにて電子様式の請求書の写しを提供する権利を留保します。
- c. **分割払い**：お客様は、「分割払い」制度の適用を受ける場合は、支払い義務のある付加価値税額の支払いにつき、単独で責任を負うものとします。ただし、お客様は、当該制度が適用されることを PTC に対して確認するものとし、該当する場合は、当該付加価値税の支払いの証拠を PTC に対して提供するものとします。
- d. **遅延料金**：上記「支払いに関する紛議」条項を条件として、請求額が期日までに PTC により受領されない場合、PTC の権利又は救済手段を制限することなく、(a) 当該料金は、債務不履行通知を要することなく、未払い残高に対して月 1.5% の割合又は法律（立法令 2002 年第 231 号）で認められる最大の割合のどちらか低い方の割合にて遅延利息が発生するものとし、及び／又は (b) PTC は、将来的な本サービスサブスクリプションの更新及び本注文書式につき、上記「請求及び支払い」条項に記載の支払い期限より短い期限を条件とすることができません。
- e. **サービスの停止**：下記「支払いに関する紛議」条項を条件として、PTC は、本契約又はサービスに関するその他契約に基づきお客様が支払い義務を負う料金が、30 日以上支払い期限を過ぎている場合（又は、お客様が自身のクレジットカードに対して請求することを PTC に許可している金額については、10 日以上支払い期限を過ぎている場合）、PTC のその他の権利及び救済手段を制限することなく、当該金額が全額支払われるまで本サービスを停止することができません。ただし、PTC は、クレジットカード又は口座引き落としで支払いを行い、支払いが拒否された顧客を除き、下記「通知方法」条項の請求通知に関する条項に従い、お客様に対してお客様の請求額が未払いである旨を、お客様のサービスを停止する日の少なくとも 10 日前に事前通知するものとします。
- f. **腐敗防止**：いずれの当事者も、本契約に関連して他方当事者の従業員又は代理人から、違法又は不適切な賄賂、キックバック、支払い、贈答品又は有価物を受け取ってはならず、また、その申し出も受けないものとします。通常の営業の過程で提供された妥当な贈答品及び接待は、上記の規制の違反となりません。
- g. **行動規範及び組織・管理・統制モデル**：お客様は、PTC が、立法令 2001 年第 231 号に基づき、同法に定める犯罪を防止するため、組織・管理・統制モデルを採用していること、また、上記立法令 2001 年第 231 号及び PTC の業務遂行および倫理に関する規定（以下のリンクにて入手可能：<https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/code-business-conduct-ethics>）に記載の原則の遵守に尽力していることを確認するものとします。また、お客様は、立法令 2001 年第 231 号及び PTC の行動規範に記載の原則及び規定のお客様による違反があった場合、PTC は、当該違反の重大度に基づき、上記第 11.3(i) 条に記載のとおり、本契約を正当な事由により解除する権利を有することを確認し、これに同意するものとします。